

報告第18号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 和解の相手方

原告 杉並区在住者

2 事案の概要

原告は、被告杉並区が実施する肺がん検診を、平成21年以降毎年、相被告の開設するクリニックで受診していたところ、平成29年の肺がん検診において異常所見を見落とされ、約11箇月後の精密検査の結果、肺がんと診断された等とし、被告杉並区及び相被告に対し、連帯して、損害賠償金1,609万3,121円を支払うこと等を求めて訴えを提起した。

3 和解の内容

(1) 被告杉並区は、自身の実施する区肺がん検診において、本件が発生したことを重く受け止め、原告に対し、心より謝罪する。

(2) 被告杉並区は、本件を貴重な教訓として、今後も、平成30年11月付杉並区肺がん検診外部検証等委員会答申の趣旨に則るなどして、区民の健康の確保及び増進のために区肺がん検診を実施する中で、読影医要件の設定や研修体制の整備、実施医療機関への受け

入れ規模・体制調査に基づく実施体制の見直し、読影の判定基準の明示化等の精度管理に取り組み、検診の質の確保及び実施体制のさらなる強化を実現することを誓約する。

(3) 原告及び被告は、本件及び本件和解の内容について、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に約束する。ただし、被告杉並区が杉並区議会において報告する場合と、本件和解が成立したこと並びに(1)及び(2)に関する事項を除く。

(4) 原告は、被告杉並区に対する本訴請求を放棄する。

(5) 原告及び被告は、原告と被告杉並区との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 専決処分日

令和元年8月8日